バングラデシュ国大統領閣下
タイ国国王陛下
ハンガリー国大統領閣下
ノルウェー国国王王妃両陛下
タジキスタン国大統領閣下
オマーン国国王陛下
ボスニア・ヘルツェゴビナ国大統領評議会議長閣下
モルドバ国大統領代行閣下
ドイツ国大統領閣下
エリトリア国大統領閣下
アイルランド国大統領閣下
ポルトガル国大統領閣下
中華人民共和国主席閣下
ヨルダン国国王陛下
キルギス国大統領閣下
ロシア国大統領閣下
ベラルーシ国大統領閣下
カンボジア国国王王妃陛下
スペイン国国王王妃両陛下
シンガポール国首長殿下
バーレーン国国王陛下
アフガニスタン国大統領閣下
ウクライナ国大統領閣下
メキシコ国大統領閣下
クウェート国首長殿下
カザフスタン国大統領閣下
南アフリカ共和国大統領閣下
セネガル国大統領閣下
ドミニカ国大統領閣下
セルビア国大統領閣下
エジプト国大統領閣下
ギリシャ国大統領閣下
ブルネイ国国王陛下
トルコ国大統領閣下
ベルー国大統領閣下
ウズベキスタン国大統領閣下
ラオス国国家主席閣下
イラク国大統領閣下
ガーナ国大統領閣下
ジャン国大統領閣下

天皇誕生日及び天皇陛下御即位二十年に際し、次の各国元首から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

スロベニア国大統領閣下
エクアドル国大統領閣下
ガーナ国大統領閣下
コンゴ民主共和国大統領閣下
ミクロネシア国大統領閣下
クロアチア国大統領閣下
アメリカ合衆国大統領閣下
ベルギー国国王王妃両陛下
モナコ国公殿下
ウルグアイ国大統領閣下
セーシェル国大統領閣下
エストニア国大統領閣下
キプロス国大統領閣下
ラトビア国大統領閣下
アルメニア国大統領閣下
マリレーシア国国王陛下
トアニア国大統領閣下
マルタ国大統領閣下
イラン国大統領閣下
イエメン国大統領閣下
ルーマニア国大統領閣下
インドネシア国大統領閣下

天皇誕生日及び天皇陛下御即位二十年に際し、次の各国元首から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

スリランカ国大統領閣下
ボツワナ国大統領閣下
トナム国主席閣下
ケドニア旧ユーゴスラビア共和国大統領閣下
モンゴル国大統領閣下
アラブ首長国連邦大統領ハリーファ殿下
アルバニア国大統領閣下
アルメニア国大統領閣下
ポーランド国大統領閣下
モーリタニア国大統領閣下
フランス国大統領閣下
リビア国革命指導者カダフィ閣下
アルジェリア国大統領閣下

官報号外

官庁事項

関東地方整備局公示

利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成22年２月24日

関東地方整備局長　菊川　　滋

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶１隻、ボートトレーラー１台

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　群馬県邑楽郡千代田町大字舞木地先

⑵　当該工作物を除却した日　平成22年１月18日

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　平成22年１月18日

⑵　保管の場所　群馬県邑楽郡千代田町大字中島地先

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　埼玉県北葛飾郡栗橋町北二丁目19―１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所占用調整課　電話0480―52―3960

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄労働組合から、賃上げ等の要求に関して、平成22年３月１日以降、同組合の組合員が従事する別記に掲げる全国（沖縄県を除く）の全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年２月24日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別記

北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、鉄道情報システム株式会社、財団法人鉄道総合技術研究所、ジェイアール北海道バス株式会社、ジェイアールバス東北株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、ジェイアール東海バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、中国ジェイアールバス株式会社、ジェイアール四国バス株式会社及びジェイアール九州バス株式会社

国土交通

平成22年浄化槽設備士試験の施行について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第43条第２項の規定により、平成22年浄化槽設備士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、財団法人浄化槽設備士センターに行わせる。

平成22年２月24日

国土交通大臣　前原　誠司

1　実施期日　平成22年７月11日（日）

2　実施場所　仙台市、東京都、名古屋市、大阪府及び福岡市

3　受験手数料　23,600円

4　受験手続

⑴　受験申請受付期間　平成22年４月１日(木)から平成22年４月30日（金）まで

⑵　受験申請の受付機関　財団法人浄化槽設備士センター　〒101―0032 東京都千代田区岩本町二丁目１番３号　電話番号　(03) 5835局2241番
http://www.wwtee.or.jp

⑶　受験申請方法　受験申請書は、4⑵の機関に書留郵便をもって送付すること。
ただし、この場合、申請受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5　受験票の送付　受験票は、4⑵の機関から直接受験者に送付する。

6　合格の発表　平成22年９月中旬に、本人に合格した旨を通知するとともに、4⑵の機関のホームページに掲載及び掲示場に掲示する。

7　その他　受験案内及び受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合せは、4⑵の機関にて行う。